

ひとり暮らし高齢者の方への除雪支援

介護福祉課 内線 2458

事業内容 間口除雪等の雪片付け、雪囲いの設置など

- *屋根の雪下ろしを除きます。
- *公益社団法人五所川原市シルバー人材センターまたは社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会が実施します。
- *降雪状況等によって対応できない場合があります。

対象 市内に居住する概ね65歳以上の住民税非課税世帯に属するひとり暮らし高齢者等で、自立した生活を維持していくために間口除雪等の支援が必要な方

利用時間 8:00～18:00

利用者負担 利用経費の半額

申込期限 11月30日(水)

*期限を過ぎての申込みは要相談

申込み 介護保険サービスを利用し、担当のケアマネージャー（介護支援専門員）がいる場合はその事業所へお申し込みください。

*その他は下記施設までお申し込みください。

施設名	電話	担当地区
青山荘在宅介護支援センター	35-5225	長橋(戸沢・松野木・神山)、松島(太刀打・一野坪・水野尾を除く)、松島町、飯詰
さかえ在宅介護支援センター	38-3000	長橋(浅井・野里・福山)、栄(稲実・みどり町・姥薮・中央五、六丁目・湊)、松島(水野尾)
白生会在宅介護支援センター	33-3102	五所川原小学校区、新宮、松島(太刀打・一野坪)
あかね在宅介護支援センター	29-3532	長橋(豊成)、七和

施設名	電話	担当地区
うめた在宅介護支援センター	28-2829	栄(七ッ館・広田)、梅田、中泉
祥光苑在宅介護支援センター	36-3300	三好、毘沙門、中川(新宮を除く)
五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター	34-3400	南小学校区(中央一丁目～四丁目含む)、一ッ谷
金木在宅介護支援センター	54-1051	金木
市浦在宅介護支援センター	62-3303	市浦

地域雪寄せ場事業

市では、住宅密集地に空き地を所有している方のご協力により、空き地を地域の雪寄せ場として町内会に無償で貸付けた場合、固定資産税の一部を減免する「地域雪寄せ場事業」を行っています。

固定資産税の減額割合

雪寄せ場部分の固定資産税の3分の1

条件

- ▷町内会に雪寄せ場として無償で土地を貸すこと
- ▷町内会と使用貸借契約を締結すること
- *契約書は市で用意します
- ▷地域住民が広く利用できる場所であること
- ▷期間は、原則としてその年の12月から翌年3月までの4カ月間

申請期間 10月3日(月)～10月31日(月)

申請方法

雪寄せ場候補地がある町内会長に申し出てください。市から決定通知書が届きましたら、町内会長と契約を取り交わしてください。

翌年の5月に固定資産税納税通知書が届いたら、同封する「減免申請書」に記入の上、税務課または各総合支所総合窓口係へ提出してください。

遵守事項

- ▷市で用意した雪寄せ場を示す看板を町内会で設置し、適正に管理すること
- ▷利用者は地域住民とすること
- ▷雪寄せ場の排雪は町内会で対応すること
- ▷期間終了後は、町内会が清掃し原状回復すること

地域雪寄せ場の申請手続先

五所川原地区 土木課 内線2617
 金木総合支所産業建設係 内線3209
 市浦総合支所産業建設係 内線4041

固定資産税の減免申請手続先

五所川原地区 税務課 内線2224
 金木総合支所総合窓口係 内線3115
 市浦総合支所総合窓口係 内線4014